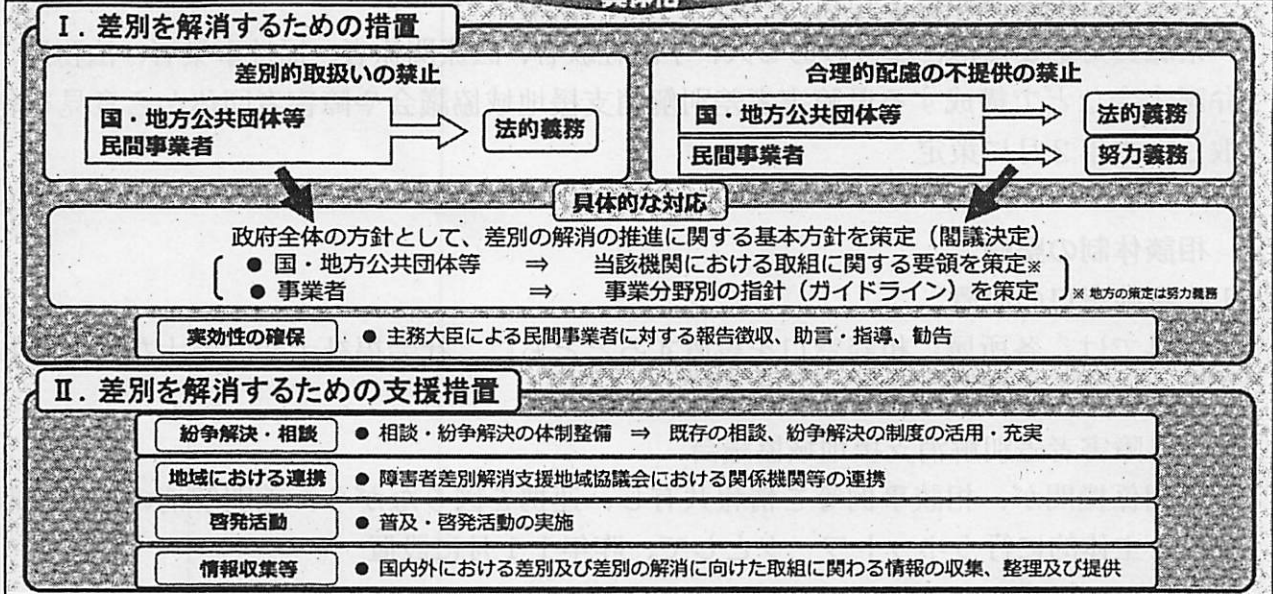


障害者差別解消法の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

1 不当な差別的取扱い

- 正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益を侵害することを禁止（サービス等の提供拒否、障害者でなければ付けない条件）
- 障害者の事実上の平等を促進し、達成するための措置や優遇は、差別ではない。
- 「正当な理由」：客観的に見て正当な目的の下、目的に照らしやむを得ないもの
 [例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等]

2 合理的配慮

- 個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があり、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が求められる。

[現時点における一例]

- 段差に携帯スロープを渡す。 ○高いところに陳列された商品をとって渡す。
- 筆談、読み上げ、手話、分かりやすい表現で説明など意思疎通への配慮
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更 など
 → 各場面の状況により、合理的配慮の内容が異なる。

3 行政機関等が講ずべき措置

- 職員による取組を確実にするため県職員対応要領を策定
 ⇒ 監督者の責務、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会確保を徹底

障害者差別解消法の施行に向けた対応について

障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が4月から施行される。

地方公共団体では、差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供が法的義務とされ、職員対応要領の策定、相談体制の整備、啓発活動及び環境整備は、努力義務とされている。

障害者差別解消法の施行に向けた県の取組状況は、次のとおりである。

1 県職員対応要領の策定

県職員対応要領は、障害のある人、学識経験者、医療関係者、福祉事業者、法務局、弁護士会などで構成する県障害者差別解消支援地域協議会や障害者団体から意見を聴取し、本年2月に策定

2 相談体制の整備

(1) 相談窓口の設置

県では、各所属に相談窓口を設置するとともに、社会福祉士や弁護士などによる専門窓口を県社会福祉士会に委託して設置

(2) 県障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等を情報共有し、連携を図りながら、差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、昨年11月に設置

3 啓発活動

(1) 県民向けシンポジウムの開催（7月頃開催予定）

(2) 心のバリアフリー推進事業

障害のある人の特性や障害者差別解消法について解説した啓発冊子を作成し、各種研修会等で活用するとともに、企業を訪問して啓発活動を実施

(3) 広報媒体の活用

- ・「晴れの国おかやま」（2月号）や「晴れの国生き活きテレビ」（2月21日）等
- ・市町村広報紙等で啓発

(4) 県職員向け研修会の実施（3月16日開催）

講師：野澤和弘氏（内閣府障害者施策委員会委員）

(5) あいサポート運動の推進（1月19日、鳥取県と連携協定を締結）

4 その他の取組

(1) 県政広報番組における手話通訳の導入拡大

(2) 県から障害のある人に文書を発送する場合、封筒に点字シールを貼付

(3) 県庁ホームページの閲覧支援ソフトの導入

事 務 連 絡
平成 2 8 年 3 月 2 8 日

各市町村障害福祉主管課長 様

岡山県保健福祉部障害福祉課
福祉のまちづくり班長

障害者差別解消相談窓口の設置について

県では障害者差別解消法の施行に合わせ、平成 2 8 年 4 月 1 日から障害者差別解消相談窓口を設置しますのでお知らせします。

相談窓口の運営は一般社団法人岡山県社会福祉士会に委託し、岡山県障害者権利擁護センターと併設します。

相談窓口では、相談者への助言や適切な機関の紹介等を行い、必要に応じて弁護士等の司法専門職の助言を得ることとしています。

なお、平成 2 8 年度には合理的配慮等の事例集を作成することにしており、今後、貴市町村において適当な事例が生じましたら、情報提供していただきますようお願いいたします。

記

- 1 開設時間 平日 8時30分～17時15分
- 2 相談方法 電話、ファックス、電子メール
※電話は今後専用回線を引く予定ですが、当面は岡山県障害者権利擁護センターの電話と兼用します。
岡山県権利擁護センター 086-226-6100

(問合せ先)

〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健福祉部障害福祉課
福祉のまちづくり班 担当 吉田、森山
TEL 086-226-7343 (直通)
FAX 086-224-6520
E-mail yasunori_moriyama@pref.okayama.lg.jp

障害者差別解消

岡山でも協議の場増やせ

障害者差別解消法が今月施行された。障害があることで差別するのは許されないが、偏見や無理解はなかなか消えない。当事者が社会参加をする上での支障を減らす配慮を

広げ、誰もが暮らしやすい共生社会を目指したい。

国連の障害者権利条約批准に向けた国内法整備の一環として法律は2013年に成立した。障害を理由にサービスの提供を拒否するなど不当な差別を禁止するだけでなく、もう一歩進み「合理的な配慮」を求めたことが特徴だ。

は、例が挙げられている。

- ▽車いす利用者のため段差に携帯スロープを渡すなど物理的環境への配慮▽筆談、読み上げ、手話によるコミュニケーションなど意思疎通の配慮▽障害の特性に応じた休憩時間の調整といったルール・慣行の柔軟な変更などだ。国や自治体は配慮の提供が法的義務、民間事業者は努力義務となった。

こうした配慮を通じて、障害者の活動を制限している社会的な壁をなくす。その考え方にはうなずける。学校教育や就労といった日常のさまざまな場面で求められることだ

ただ、合理的配慮には「実施に伴う負担が過重でない」ときという条件がついている。

政府の基本方針は、過重な負担かどうかを判断する要素として、事業への影響▽実現可

社説

能性▽費用の程度▽事業規模▽財政状況を示している。当事者との対話を重ねることが重要だが、判断に迷うケースも少なくないだろう。課題は、そうしたトラブル

を解決したり、差別についての相談に応じたりする体制が不十分なことである。

法律は円滑な取り組みのため、NPO法人や学識経験者を含め関係機関による差別解消支援地域協議会を設けるよう自治体に促している。具体的な対応例の協議やトラブル解決に向けた調停、あっせんなどの役割が期待される。

ところが、設置済みの市区町村は全国で112、9月末までに設置予定は368で、合わせて全体の28%にとどまる。都道府県の多くは9月末までに設置する予定だ。岡山県内も設置済みは県と岡山、総社市、今後設ける予

定にしているのは津山、瀬戸内、真庭の3市だけという。協議会の設置は法律上の義務でないとはいえ、市町村に積極的な取り組みを求めたい。身近な地域にあつてこそ、それぞれの実情に合った、きめ細かな取り組みが望めるものだ。国や都道府県も設置を支援し、協議の場を増やしていく必要がある。

もちろん、法律だけで差別がなくなら、配慮が広まるわけではないだろう。大切なのは、障害について知り、当事者たちが日頃感じてくる苦労、困難を想像してみることだ。法施行を、そうした気持ちのきっかけにしたい。



あいのサポート運動

障害を知り、共に生きる バリアフリー社会のおもいやり

つなげよう、やさしさのカタチ 広げよう、アイサポートの輪

同じ街に暮らす、たくさんの方々。その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も数多くいます。例えば、体や精神に障害のある人。障害のある人は、日常の何気ない場面でも、だれかのちょっとした思いやりや助けがあれば、今よりずっとイキキと暮らすことができます。一人ひとりがやさしさをカタチで表せたら、そしてみんなのやさしさがつながれば、きっとこの街はみんなが気持ちよく暮らせる場所となります。さあ、あなたもあいのサポートの輪に入りませんか？

障害のある人もない人も、チャンス・待遇は平等です。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
この法律は、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目的としています(平成28年4月1日施行)。

この法律は、障害を理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい、共に生きる社会をつくることをめざしています



あいのサポート運動とは

「あいのサポート」とは、障害のある人を優しく支え、自分の意思で行動する(ちょっとした手助けをする)ことを意味しています。

「あいのサポート運動」とは、誰もが様々な障害の特性を理解して、障害のある人が困っていることに対して、ちょっとした手助けや心くばりなどを実践することで、障害のある人が暮らしやすい社会を、みなさんと一緒につくっていくことを目的とした運動です。

～まず知ることから始めましょう。それが共に暮らすことへの第一歩になるのです～

まず、障害について理解しましょう

- 障害は、誰にでも生じる可能性があります
- 障害は多種多様で、同じ障害でも一律ではありません
- 外見からは障害のあることが分からない人もいます
- 適切なサポートがあれば、障害のある人が活躍できることがたくさんあります

こんな配慮をお願いします

障害のある人に対して冷たい視線を送ったり、見てみないふりをするのは避けて、温かく接してください。	
<p>困っていきそうな場面を見かけたら「何かおまじりですか」と一声かけてサポートしましょう</p>	<p>「障害があるから」と決めつけず、個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう</p>
<p>介助者がいても、本人に話しかけましょう</p>	<p>自分のイメージですべての障害のある人をみないで、その人の人柄を見て接しましょう</p>

問合せ先

岡山県 保健福祉部 障害福祉課

電話：086-226-7343 Fax：086-224-6520

岡山県社会福祉士会 障害者差別解消相談センター

電話：086-224-3279 (ざつたなく) Fax：086-226-6111

E-mail：sabetsunaku@csww-okayama.org



障害への理解者増やせ

差別解消法施行 県が「あいサポート運動」

障害者差別解消法の施行(今月1日)に合わせ、県が障害への理解者を地域で増やす「あいサポート運動」に力を入れている。運動を考案した鳥取県と1月に協定を結び、これまで858人を「あいサポーター」として認定した。

差別解消法を巡っては昨年6月に実施した県民アンケートで77.3%が「知らない」と回答するなど認知度がいまひとつだけに、運動で理解の輪を広げていく方針だ。(阿部光希)

街中で困っている障害者に声掛けや手助けをする役割が期待されている。サポーターは岡山、広島、鳥根など7県で約29万人(2月末)に上る。

あいサポート運動に合わせ、県はガイドブックも作製。差別解消法の趣旨などを説明するとともに「視覚障害者を誘導するときはいきなり手を引くのではなく、相手に肘か肩を持ってもらって歩き、

基礎知識研修、街中で手助け

認定活動者500人目標

16年度中

あいサポート運動は鳥取県が2009年に開始。障害の基礎知識などの研修を受けた人をサポーターとして認定し、バッジを贈呈。再開催。点字ブロック

段差では止まって言葉の啓発行事でも市民や徳岡清和・東中国ブロック責任者は「障害者への細かな気配りは普段の接客に生きている。店で社員がバッジを着けることで活動を広く知



点字ブロックの啓発イベントで「あいサポーター」のバッジを着ける高校生=3月18日、JR岡山駅前

つてもう機会にもなる」と言う。差別解消法は障害を理由とした不当な差別を官民間問わず禁止する。県は2016年度中とする「合理的配慮」を国や自治体に法的義務、民間事業者に努力義務として課した。差別や合理的配慮の定義が難しいため、罰則は設けず、当事者間の「建設的な対話」を促し、障害への理解を社会に広げる狙いがある。